

(仮称) 高島市新ごみ処理施設整備・運営事業
基本仮契約書 (案)

令和8年4月

高 島 市

目次

前文	1
第1条... (目的等)	2
第2条... (公共性および民間事業の趣旨の尊重)	2
第3条... (事業の概要等)	2
第4条... (役割分担)	2
第5条... (建設JVの組成)	3
第6条... (SPCの運営)	3
第7条... (特定事業契約)	5
第8条... (設計・建設期間の業務)	6
第9条... (管理運営期間の業務)	6
第10条 (再委託等)	7
第11条 (権利義務の譲渡の禁止)	7
第12条 (損害賠償)	8
第13条 (契約図書)	8
第14条 (契約の終了)	8
第15条 (秘密保持等)	12
第16条 (管轄裁判所)	13
第17条 (誠実協議)	13
別紙1 事業の概要	14
別紙2 事業日程	15
別紙3 施設の概要	16

(仮称) 高島市新ごみ処理施設整備・運営事業
基本仮契約書

基本仮契約書（以下「基本契約」という。）は、末尾「発注者」欄に記名捺印した高島市（以下「発注者」という。）と末尾「受注者」欄に記名捺印した各当事者（以下総称して「事業者」といい、そのうちの、「建設事業者」「管理運営企業」「SPC」として記名捺印した当事者をそれぞれ「建設事業者」「管理運営企業」「SPC」といい、そのうち、特に、SPCに出資した構成員として記名捺印した当事者を「構成員」といい、SPCに出資していない協力企業として記名捺印した当事者を「協力企業」という。）の間において、本書末尾所定の日付で締結された。

前 文

発注者は、(仮称) 高島市新ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）について公表した「(仮称) 新ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針」に対する意見等を踏まえ、本事業をDBO方式により実施することが適切であると認め、「特定事業」として選定したうえで、本事業を実施する民間事業者を総合評価一般競争入札方式により募集および選定するに当たり、令和8年●月に「高島市新ごみ処理施設整備・運営事業 入札説明書」（その後の修正を含む。以下「入札説明書」という。）を公表し、これと一体として本事業に係る要求水準書（その後の修正を含む。以下「要求水準書」という。）、落札者決定基準、様式集その他の資料（質問回答の結果のみならず、その後の修正も含むものとする。以下総称して「入札説明書等」という。）を配布した。

発注者は、入札説明書等に従い、_____（以下「代表企業」という。）を代表企業とする_____グループを、同グループから提出された入札参加表明書、技術提案書等、入札書類など一式の書類（当該書類に対する説明内容等も含む。以下「事業者提案」という。）に基づき、落札者として決定し、同グループの構成企業である構成員および協力企業との間で、本事業に関し、令和____年____月____日付で基本協定書（以下「基本協定」という。）を締結した。

構成員は、基本協定第3条の定めに従い、本事業に係る管理運営業務の遂行を行わせるために、SPCを設立した。

発注者および事業者は、本事業の実施に関し、以下のとおり合意する。なお、かかる合意は、基本協定第5条の定めに従い、発注者および事業者が、本事業に関する特定事業契約（第7条第1項に定義する。以下同じ。）を締結するにあたり、本事業の全般に亘る事項や本事業に係る当事者間の基本的了解事項について確認するための基本合意である。基本契約は、第7条第1項各号所定の各契約と不可分一体として特定事業契約を構成するが、建設工事請負契約がその締結につき高島市議会の議決を得て本契約として成立することを

停止条件としてその法的効力を生じるものであり、当該停止条件が成就した日に特定事業契約の全部は一体のものとして成立するものである。なお、当該停止条件が成就されず特定事業契約が成立しないときは、これにより事業者が生ずる如何なる損害についても、発注者は、その責めを負わない。

(目的等)

第1条 基本契約は、発注者および事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

2 基本契約において使用されている用語は、基本契約において別段の定義がなされている場合または文脈上別異に解されるべき場合でない限り、入札説明書等において使用された用語と同一の意味を有するものとする。

(公共性および民間事業の趣旨の尊重)

第2条 事業者は、本事業が公共性を有することを十分理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 発注者は、本事業が民間企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(事業の概要等)

第3条 本事業の概要は、別紙1記載のとおりとする。

2 本事業の日程は、別紙2記載の事業日程（以下、同別紙第1項所定の期間を「設計・建設期間」といい、同別紙第2項所定の期間を「管理運営期間」という。）のとおりとする。

3 本事業における整備および管理運営の対象施設は、別紙3記載の各施設（以下総称して「本施設」という。）とする。

4 本事業において、事業者が行う業務は、要求水準書記載のとおりとし、事業者を構成する各当事者は、当該当事者が遂行すべき業務を遂行するものとする。

5 本事業において、発注者は、発注者が本事業を実施するために必要な防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金申請その他各種申請手続を行うものとし、事業者は、当該申請手続に必要な書類の作成その他発注者が要請する事項について発注者を支援するものとする。

(役割分担)

第4条 本事業の遂行において、事業者を構成する各当事者は、それぞれ、次の各号に定めるそれぞれの役割および業務実施責任を負うものとし、その責任の範囲内において本事業を実施するものとする。ただし、第14条第6項その他特定事業契約において別段

の定めがある場合には、この限りでなく、その定めるところに従うものとする。

- (1) 建設事業者は、設計・建設期間において、発注者から本施設を整備するために必要となる一切の各業務（以下総称して「設計・建設業務」という。）を一括して請け負い、これを遂行して本施設を発注者に引き渡す。
- (2) S P Cは、発注者から、管理運営期間において、要求水準書第3編記載の各業務（以下総称して「管理運営業務」という。）を受託する。
- (3) 管理運営企業は、S P Cの管理運営業務の履行のために必要な人員を確保し、管理運営業務をS P Cをして実施せしめる。

（建設 J Vの組成）

第5条 建設事業者は、設計・建設業務を一括して請け負うにあたり、事業者提案に基づき、建設事業者から成り、かつ代表企業を代表者とする特定建設工事共同企業体（以下「建設 J V」という。）を組成するものとし、建設 J Vの組成および運営に関し、特定建設共同企業体協定書を締結のうえ、これを維持するものとする。ただし、建設事業者が1社である場合には、この限りでない。

- 2 建設 J Vは、前項の定めるところに従って協定書を締結した場合、速やかに、その写しを発注者に対して提出するものとし、その後、当該協定書を変更したときには、速やかに変更後の協定書または変更のための覚書その他の契約書の写しその他変更内容を証する書面を発注者に対し提出するものとする。

（S P Cの運営）

第6条 構成員は、本事業の業務の一部である管理運営業務を遂行させることのみを目的として、S P Cを適法に新設したものであることを確認する。

- 2 構成員は、発注者に対し、S P Cの運営に関し、次の各号に定めるとおり、これを遵守することを確約する。
 - (1) S P Cは会社法（平成17年法律第86号）（その後の変更を含め、以下「会社法」という。）上の株式会社であるところの取締役会設置会社、監査役設置会社、かつ、株券不発行会社とすること。
 - (2) S P Cの本店住所地を本施設以外で高島市内のいずれかとし、高島市以外の土地に移転させないこと。
 - (3) S P Cの担当する業務は、管理運営業務の受託および基本契約においてS P Cが担当すべきとされるその他の業務のみとし、S P Cの目的をその範囲に限定すること。
 - (4) S P Cの株式は株券を発行せず、譲渡制限株式の1種類とし、S P Cの定款に会社法第107条第2項第1号所定の定めを規定すること。
 - (5) S P Cの資本金を管理運営期間の開始までに事業者提案により提案された資本金

額とし、管理運営期間を通じて、これを維持すること。

- (6) S P Cの決算期を3月末日とすること。
 - (7) 構成員の全てがS P Cの出資の全額を出資していること、ならびに、代表企業の出資比率がS P Cの出資者中最大であることを確認のうえ、管理運営期間を通じて、かかる状態を維持し、かつ、発注者の事前の同意なくして、これを変更しまたは構成員以外の者による出資は行わせないこと。
 - (8) 構成員は、S P Cが債務超過に陥った場合、資金繰りの困難に直面した場合など、本事業の実施に重大な支障が生じる懸念がある場合において発注者が請求したときは、構成員の全部が連帯してまたはいずれかの構成員が単独で、S P Cを倒産させず、S P Cが管理運営委託契約上の債務を履行できるよう、【管理運営委託契約上の契約金額を管理運営期間の年数で除した金額を上限として、】S P Cへの追加出資、劣後融資その他発注者が適切と認める支援措置を講ずるものとする。
 - (9) S P Cが管理運営業務を実施するための人員を確保することおよび構成員がこれに協力すること。
- 3 構成員は、各自の保有する議決権を行使して、本条第2項第1号から第6号の定め反してS P Cの本店所在地、S P Cの目的、S P Cの資本金額、S P Cの決算期その他の定款変更を行う株主総会議案に賛成しないものとする。
 - 4 S P Cは、基本契約の効力発生後速やかに、発注者に対し、現行定款の原本証明付写しを提出するものとし、その後、その定款を変更したときには、その都度速やかに変更後の定款の原本証明付写しを、発注者に対して提出するものとする。
 - 5 構成員は、発注者に対し、本条第2項各号に規定される内容を履行することを、連帯して約束する。
 - 6 構成員は、発注者の要請に応じ、その保有するS P Cの株式に対し、発注者の特定事業契約（第7条第1項に定義された意味を有する。）の履行請求権等を被担保債務として、発注者との間で発注者が別途定める様式および内容で株式担保権設定契約書を締結のうえ、発注者のために第一順位の株式担保権を設定し、対抗要件を具備するものとする。
 - 7 前項に定める場合を除くほか、構成員は、基本契約の終了に至るまで、次の各号所定の行為のいずれかを行う場合、事前にその旨を発注者に対して書面により通知し、その承諾を得たうえで、これを行うものとする。この場合において発注者に対して行う通知には、当該行為の内容、当該行為の相手方、新しく株主または筆頭株主になる者の住所および氏名または商号ならびに当該行為後のS P Cの議決権比率その他発注者が必要と認める事項を記載するものとする。
 - (1) 構成員以外の者に対するS P Cの株式の譲渡、担保権設定またはその他の処分
 - (2) いずれかの構成員がS P Cの株主でなくなるかまたは代表企業の出資比率がS P

Cの出資者中最大でなくなる、他の構成員に対するSPCの株式の譲渡、担保権設定またはその他の処分

- (3) 構成員以外の者による出資を認めることとなるかまたは代表企業の出資比率がSPCの出資者中最大でなくなる、新株または新株予約権の発行その他の方法によるSPCの増資
 - (4) 管理運営期間におけるSPCの資本金を事業者提案により提案された資本金額以下にする減資
- 8 事業者は、前項の定めるところに従って発注者の承諾を得て前項各号所定のいずれかの行為を行った場合には、当該行為に係る相手方との間の契約書その他当該行為を証する書類の写しを、その締結後速やかに、当該相手方作成に係る発注者所定の書式の誓約書、変更後の定款の写しその他発注者が必要とする書面を添えて発注者に対して提出するものとする。
- 9 SPCは、経営の透明性を確保するために、毎事業年度の2月末日までに、翌事業年度の経営計画書（損益計算書およびキャッシュフロー計算書）を、SPCが別途定めて発注者が承認した様式により作成のうえ、発注者に提出するものとする。発注者は、当該経営計画書を確認し、疑義がある場合には、SPCに対し、質問、修正要望等を行うことができるものとする。この場合、SPCは、発注者の質問、修正要望等に誠意をもって対応しなければならない。
- 10 SPCは、経営の健全性および透明性を確保するために、会社法上作成が要求される各事業年度の決算期に係る計算書類、事業報告、付属明細書およびキャッシュフロー計算書ならびに監査報告書を、毎事業年度終了後3ヶ月以内に発注者に提出するものとする。発注者は、必要があると認める場合、受領した書類の全部または一部を公表することができるものとする。発注者は、受領した書類を確認し、疑義がある場合には、質問等を行うことができるものとする。

(特定事業契約)

第7条 事業者および発注者は、基本契約の締結日付にて、次の各号所定の各契約を当該号の定めるところに従って締結することにより、基本契約と当該各契約でもって不可分一体の特定事業契約（本書において「特定事業契約」という。）をその締結につき市議会議決を得て本契約として成立したときに法的効力が生じる仮契約として締結したものであり、その全部が成立して当事者を法的に拘束することを確認する。

- (1) 建設JVまたは建設事業者をして、設計・建設業務に関し、発注者との間で、入札説明書等に案文が掲げられた建設工事請負契約書（本書において「建設工事請負契約」という。）の仮契約を締結させる。
- (2) SPCをして、管理運営業務に関し、発注者との間で、入札説明書等に案文が掲げられた管理運営委託契約書（本書において「管理運営委託契約」という。）を

建設工事請負契約の締結が市議会議決を得て本契約として成立することを停止条件として締結する。

- 2 特定事業契約の締結は、本条その他基本契約によるほか、発注者が定める条例、規則等その他日本国の法令によるものとする。
- 3 発注者の定める条例、規則等その他日本国の法令および特定事業契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者が事業者と協議のうえで定める。特定事業契約の条項の適用を除外する場合についても、同様とする。
- 4 発注者の定める条例、規則等その他日本国の法令の規定と特定事業契約の規定とが相互に付合しないときは、取締法規および強行法規を除き、特定事業契約の定めるところによるものとする。

(設計・建設期間の業務)

第8条 設計・建設期間における設計・建設業務の概要は、入札説明書記載のとおりとする。

- 2 別段の合意がある場合を除き、建設JVまたは建設事業者は、建設工事請負契約の定めるところに従い、建設工事請負契約締結後速やかに、設計に着手し、要求水準書等（入札説明書および要求水準書ならびにそれらの質問回答（対面的対話議事録の内容を含む。）を総称していう。以下同じ。）および事業者提案に基づき工事に着工させ、本施設を設計・建設期間の満了日までに完成させて発注者への引渡しを完了するものとする。
- 3 前各項の定めるところのほか、設計・建設業務の詳細は、建設工事請負契約の定めるところに従うものとする。

(管理運営期間の業務)

第9条 管理運営期間における管理運営業務の概要は、入札説明書記載のとおりとする。

- 2 別段の合意がある場合を除き、管理運営業務に係る各業務遂行期間は、いずれも管理運営期間とし、管理運営期間の初日において、本施設の運営を開始するとともに、管理運営業務の各業務の実施が開始され、これらを管理運営期間の満了日に終了するものとする。
- 3 前各項の定めるところのほか、管理運営業務の詳細は、管理運営委託契約の定めるところに従うものとする。
- 4 SPCは、管理運営業務を管理運営委託契約の定めるところに従って遂行し、管理運営企業は、これを確実にする。かかる義務を履行するためのSPCと管理運営企業（以下「デフォルト管理運営企業」という。）の間の契約（本条において「既存契約」という。）が解除その他の事由の如何を問わず、管理運営期間の途中で終了する場合その他デフォルト管理運営企業に起因してSPCによる業務の履行が全うされないおそれを発注者が合理的に認めてSPCに要請した場合には、かかるデフォルト管理運営企業を除

く事業者は、デフォルト管理運営企業に代わってSPCによる業務の遂行を確実にせしめる者の候補者（ただし、入札説明書等の定める管理運営企業の備えるべき参加資格条件の全てを満たすものとする。以下「管理運営企業後継候補者」という。）を探索し、デフォルト管理運営企業に代わってSPCによる業務の遂行を確実にせしめることにつき、管理運営企業後継候補者から内諾を得たうえで、管理運営企業後継候補者の情報その他発注者が合理的に求める情報を開示して管理運営企業後継候補者への業務の引継の検討を書面で発注者に打診することができる。当該打診が管理運営委託契約または基本契約を解除する前になされかつ当該打診に取り組むべき合理的な理由がある場合においては、法令その他発注者の定める諸規定が許容する限り、発注者は、当該打診を発注者において検討する期間中、管理運営委託契約および基本契約を解除しないことができる。

- 5 発注者は、前項の定めるところに従って管理運営企業後継候補者への業務の引継を検討した結果、当該引継の妥当性、必要性、許容性を合理的に認めた場合において、当該引継が法令その他発注者の定める諸規定の定めるところに従って許容されるときは、当該引継を承諾する旨の通知をSPCに対して行うものとする。当該通知を受領した場合、SPCは、デフォルト管理運営企業および管理運営企業後継候補者との間で、SPCとデフォルト管理運営企業との間の既存契約上のデフォルト管理運営企業の地位を管理運営企業後継候補者に承継させるか、または既存契約の全部または一部を解除して解除した既存契約に代わる契約その他必要な契約を締結することができ、SPC以外の事業者も、これに合理的な協力を尽くすものとし、当該契約の締結後直ちに、その写しを発注者に提出する。
- 6 第4項および第5項の適用がある場合、事業者は、発注者に追加の財政支出が生じないよう努め、追加の財政支出が生じた場合には、かかる生じた財政支出に相当する金額を連帯して発注者に補償するものとする。

（再委託等）

- 第10条 設計・建設業務の再委託または下請けに関し、建設JVまたは建設事業者は、建設工事請負契約の定めるところに従う。
- 2 管理運営業務に関し、SPCは、管理運営委託契約の定めるところに従うほか、管理運営企業以外の第三者に再委託または下請けしてはならない。
 - 3 前各項の定め適用を損なうことなく、事業者は、設計・建設業務の実施において、地元業者の活用や資材調達、地域産資材の利用に努めるとともに、管理運営業務の実施においても高島市内での雇用確保・地元発注に努めるなど、本事業を通じて地域への貢献に配慮するものとする。

（権利義務の譲渡の禁止）

- 第11条 発注者および事業者は、相手方の事前の承諾なく基本契約上の権利義務につき、

第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

- 2 前項の定めにかかわらず、第9条第4項および第5項の定めるところに従って管理運営企業後継候補者がデフォルト管理運営企業からその業務を承継する場合には、事業者は、管理運営企業後継候補者をして、デフォルト管理運営企業の基本契約上の地位ならびに当該地位に基づく権利および義務（ただし、既発生のもは除かれるものとする。）を管理運営企業後継候補者に承継させるものとし、発注者および事業者は、これを承諾するほか、覚書等の締結その他必要な合理的な協力を行うものとする。

（損害賠償）

- 第12条 各当事者は、基本契約上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害の一切を賠償しなければならない。ただし、この場合におけるいずれかの事業者の発注者に対する賠償義務については、他の事業者（協力企業を除く。）も連帯して責任を負うものとし、発注者は、協力企業以外の事業者の全部に対して、発注者が被った損害の全額について賠償請求できるものとする。

（契約図書）

- 第13条 契約図書については、原則として、変更を認めないものとする。ただし、発注者の指示および発注者と事業者との協議等により変更する場合は、この限りでない。

（契約の終了）

- 第14条 特定事業契約の法的効力を生じ、管理運営期間の満了日の経過を以て効力を喪失するまで、特定事業契約の各規定は、履行が完了された規定を除き、発注者および事業者を法的に拘束するものとする。
- 2 前項の定めにかかわらず、基本契約以外の特定事業契約の全てが終了した日をもって基本契約は終了するものとする。
- 3 第1項および第2項の定めにかかわらず、発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対して書面で通知することにより、基本契約を解除することができる。なお、当該解除は、発注者の第12条に基づく事業者に対する損害賠償請求を妨げない。
- （1） 本事業の入札手続に関して、事業者の全部または一部が次の各号のいずれかに該当する場合。
- ① 公正取引委員会が、事業者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項もしくは第2項（独占禁止法第8条の2第2項および第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項もしくは第3項、第17条の2または第20条第1項の規定による命令をし、当該命令が確定したとき。
 - ② 公正取引委員会が、事業者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2

第1項（同条第2項および独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令をし、当該命令が確定したとき。

③ 事業者の役員または使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6または第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(2) 事業者の全部または一部が次の各号のいずれかに該当する場合。

① 役員等（事業者の役員またはその支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）または暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）であると認められるとき。

② 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

③ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められるとき。

④ 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

⑤ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

⑥ 特定事業契約の履行に係る下請契約、資材または原材料の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

⑦ 事業者が、①から⑤までのいずれかに該当する者を特定事業契約の履行に係る下請契約、資材または原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除く。）において、発注者が事業者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、事業者がこれに従わなかったとき。

(3) 事業者が、基本契約のいずれかの規定に違反した場合において、発注者が相当期間の是正期間を設けて、当該違反の是正を請求したにもかかわらず、当該相当期間内に当該違反が是正されないとき。

(4) 締結している基本契約以外の特定事業契約が発注者より解除された場合。

4 第1項および第2項の定めにかかわらず、事業者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に書面で通知することにより、基本契約を解除することができる。なお、当該解除は、事業者の第12条に基づく発注者に対する損害賠償請求を妨げない。

- (1) 発注者が、基本契約のいずれかの規定に違反した場合において、事業者が相当期間の是正期間を設けて、当該違反の是正を請求したにもかかわらず、当該相当期間内に当該違反が是正されないとき。
- (2) 締結している基本契約以外の特定事業契約が事業者により解除された場合。
- 5 前各項の定めにかかわらず、基本契約の終了後も、第12条、第13条、第15条および第16条の定めは有効とし、当事者を法的に拘束し続けるものとする。
- 6 発注者は、締結している基本契約以外の特定事業契約に関し、次の各号のいずれかに該当する場合、当該特定事業契約の相手方当事者に対し、当該特定事業契約が定める違約金を請求することができるものとし、当該相手方当事者および当該特定事業契約の契約当事者である他の事業者（もしあれば）は、発注者に対し、当該違約金支払債務を連帯して負担する。この場合において、当該特定事業契約について契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって当該違約金に充当することができる。
- (1) 当該相手方当事者が、当該特定事業契約の債務の履行を拒否しまたは当該相手方当事者の責めに帰すべき事由によって、当該特定事業契約の債務について履行不能となった場合
- (2) 次の各号に掲げる者が当該特定事業契約を解除した場合
- ① 当該相手方当事者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- ② 当該相手方当事者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- ③ 当該相手方当事者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 7 受注者は、特定事業契約の終了後においても、本事業の後継事業または本施設の管理運営に関し、発注者またはその指定する第三者から、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「特定部品」という。）の供給・使用許諾等、本事業の後継事業の実施または本施設の管理運営に必要な業務等の実施の下請けまたは再委託その他の支援、協力等を求められた場合、これを不合理に拒絶、留保または遅延せず、その条件（特定部品等の供給・使用許諾等の価格、下請または再委託の対価条件を含むが、これらに限られない。）について誠実に協議する。
- (1) 受注者が有する特許権等（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、営業秘密その他条約、法令に基づきまたは自然権として保護される一切の権利をいう。以下同じ。）を使用して受注者が本施設の設計・建設、管理運営その他本事業の遂行のために企画、設計、開発、製作、製造するなど受注者からの調達、許諾等が不可欠である特定の部品、設備、システム、資材、試薬、原材料、施工方法、プログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をい

う。以下同じ。) またはデータベース (著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。以下同じ。)

- (2) 本施設独自のものであり、受注者以外では性能・機能を満足するものを製作出来ない可能性が高い特定の部品、設備、システム、資材、試薬、原材料、施工方法、プログラムまたはデータベース
 - (3) その他建設事業者が建設工事請負契約の履行のために自ら企画し、開発し、製作しまたは第三者をして企画させ、開発させ、製作させるなど別段の費用等を投じて本施設の工事の設計、施工その他設計・建設業務に用いた消耗品、備品、部品、部材その他材料、施工方法、プログラムまたはデータベース等
 - (4) その他管理運営企業が管理運営委託契約の履行のために自ら企画し、開発し、製作しまたは第三者をして企画させ、開発させ、製作させるなど別段の費用等を投じて管理運営業務の遂行に用いた消耗品、備品、部品、部材その他材料、施工方法、プログラムまたはデータベース等
- 8 受注者は、本事業の後継事業の実施に係る準備のため、管理運営契約に定める契約期間内に、発注者またはその指定する第三者に対して、本施設の運転指導を行うほか、当該期間後の本施設の管理運営等が円滑かつ適切に遂行されるよう必要な助言、支援その他協力を発注者の合理的に求めるところに従って無償で行うものとする。
- 9 発注者は、その指定する第三者をして、本事業の後継事業の実施に係る準備を目的として本施設に立ち入らせ、SPCまたは管理運営企業の管理運営委託契約の履行の状況を視察させることができるものとし、SPCまたは管理運営企業は、これに合理的に可能な範囲で無償で協力するものとする。ただし、発注者は、この場合、その指定する第三者をして本施設内の安全管理を目的とした指示および安全管理基準に従わせしめるものとする。
- 10 受注者が自己の特定部品等の製造・保守等を中止する場合、発注者に対して、当該特定部品等の製造・保守等に必要一切の情報または当該特定部品等の代替品に係る情報(調達に必要な情報を含む。)を書面で通知するものとし、当該通知を発注者が受領後1年を経過するまでは、当該特定部品等の製造・保守等を中止できず、かかる中止にあたって発注者の要請があるときは、当該特定部品等に使用する自己の特許権等を発注者またはその指定する第三者に譲渡するか、または、本事業の後継事業の事業期間または当該特許権等の存続期間のいずれかの満了日が到来するまで、その実施権または利用権を無償で許諾するものとする。
- 11 受注者は、次に掲げる行為を、自ら行いまたは発明者、著作権者その他の権利者(もしあれば)をして行わせてはならないものとする。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (1) 本施設の使用その他本事業の実施に必要なまたは関連する特許権等を第三者に譲渡しもしくは承継させまたは担保提供その他の処分をすること。

- (2) 本施設の使用その他本事業の実施に必要なまたは関連する特許権等のうち、営業秘密の内容を公表すること（ただし、既に公表された事項についてはこの限りでない。）。
- (3) 本施設の使用その他本事業の実施に必要なまたは関連する特許権等のうちの著作権の対象となるかまたはその可能性の認められる著作物の複製、頒布、展示、改変および翻案をすること。

（秘密保持等）

第15条 発注者および事業者は、特定事業契約または本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、特定事業契約の履行または本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 開示の後に発注者または事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
- (5) 発注者および事業者が基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の定めにかかわらず、発注者および事業者（ただし、第4号および第5号の場合には、当該号に定める当事者に限る。）は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 発注者が守秘義務契約を締結した者に開示する場合
- (5) 発注者が本施設の運営に必要と認めた場合（本施設の保全や維持管理のためのみならず、改良を要する場合を含む。）

4 発注者は、前各項の定めにかかわらず、特定事業契約または本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

5 事業者は、特定事業契約または本事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法

令に従うほか、発注者の定める諸規定を遵守するものとし、特定事業契約に別段の定めがある場合には、当該定めに従うものとする。

(管轄裁判所)

第16条 発注者および事業者は、基本契約に関して生じた当事者間の紛争について、大津地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

(誠実協議)

第17条 基本契約に定めのない事項について必要が生じた場合または基本契約に関し疑義が生じた場合は、高島市契約規則（平成19年高島市規則第22号）および高島市建設工事執行規則（平成17年高島市規則第35号）その他関係諸法令の定めるところに従うほか、必要に応じて発注者および事業者が誠実に協議して定めるものとする。

基本契約の成立を証するため、本書〔 〕通を作成し、各当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(発注者)

(受注者)

(代表企業／建設事業者／構成員)

[所在地]

[商号]

(管理運営企業／構成員)

[所在地]

[商号]

(SPC)

[所在地]

[商号]

別紙1 事業の概要

- 1 事業の名称
（仮称）高島市新ごみ処理施設整備・運営事業（本事業）
- 2 施設名称
- 3 施設計画地の概要

以 上

別紙2 事業日程

1 設計・建設期間

2 管理運営期間

以 上

別紙3 施設の概要

以 上